

III 安全管理

	内容		
III 安 全 管 理	1	外部侵入者・来訪者等に関する安全対策	#REF!
	①	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第2条（設備運営基準の目的）をふまえ、こども園の施設・設備を安全で適切な状態にしている。	
	②	防犯計画に基づき、ハード・ソフト面から適切な防犯体制を整えている。	
	2	施設・設備・園児に対する安全対策	4.4
	①	地震などの自然災害に対する防災対策が整っている。	
	②	施設・設備・遊具などの状況を時々写真などで記録している。（万が一の震災等の際に現状を確認することができる。）	
	③	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第15条(位置等)をふまえ、安全管理に努めている。	
	④	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条（園舎に備えるべき設備）及び第15条（位置）をふまえ、衛生管理に努めている。	
	⑤	消防法第4条（資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入健査）を知っている。	
	⑥	消防法5条（防火対象物に対する火災予防措置命令）を知っている。	
	⑦	消防法8条（防火管理者）により、防火管理者を定めて防火管理を行っている。	
	⑧	消防法17条（消防用設備等の設置、維持）により、消防用設備等を設置し維持している。	
	⑨	認定こども園教育・保育要領第3章第3-2をふまえ、安全管理に努めている。	
	3	衛生に関する安全管理	
	①	学校保健安全法第27条をふまえ、安全管理に努めている。	
	②	学校保健安全法第6条（学校環境衛生）をふまえ、衛生管理に努めている。	
		学校保健安全法第5条（学校保健計画の策定）をふまえ、安全	

	③	学校保健安全法第13条第1項（幼児の健康診断）により、園児の健康診断を実施している。	5
	④	学校保健安全法第15条（職員の健康診断）により、教職員の健康診断を実施している。	
	⑤	学校保健安全法第19条（出席停止）をふまえ、伝染病発生に対応することができる。	
	⑥	学校保健安全法第20条（臨時休業）をふまえ、伝染病予防に対応することができる。	
	⑦	学校保健安全法第23条（学校医、学校歯科医及び、学校薬剤師）により、学校医、学校歯科医及び、学校薬剤師を置いている。	
	⑧	学校保健安全法第7条(保健室)により、保健室を設置している。	
	⑨	学校保健安全法第18条(保険所との連絡)により、保健所と連絡を取っている。	
	⑩	認定こども園教育・保育要領第3章第3-1をふまえ、衛生管理に努めている。	
	⑪		